

コラボラティブ プラクティス トレーニングのご案内

Introductory Interdisciplinary Collaborative Practice Training

近時日本国内でも国際離婚事件が増加していますが、2014年4月1日のハーグ条約発効に伴い更に高葛藤の案件も増えていきます。

また国内事件においても、最近では家庭裁判所において離婚調停時に親ガイダンスを導入するところも徐々に増えており、面会交流の充実に力を入れるようになってきておりますので、離婚後子どもが成人に達するまでの間の双方の親の協力が重要となってきています。

コラボラティブ・プラクティス (Collaborative Practice) は、アメリカ及びカナダで、離婚紛争の解決手段として、2000年前後から登場してきた手法の一つです。現在では、ヨーロッパやブラジル、シンガポール、香港等でも行われるようになってきております。

コラボラティブ・プラクティスにおいては、研修を受けることによってその手法を身に付けた弁護士が、裁判所の介入に頼らず、同じくコラボラティブ・プラクティスの手法を身に付けた臨床心理士、社会福祉士等の心理の専門家、ファイナンシャル・プランナー等の会計・金融の専門家と職域を超えてコラボレーション（協同）をし、離婚紛争における助言者になることにより、家族の問題を解決しようとするものです。

離婚という状況において、子どもの福祉のために、さまざまな専門家が協同して問題を解決しようという点において、日本の実務にも有益だと考えられますし、双方の親及び子どもの葛藤を減らすということで、長期的な関係維持を増進するものだと考えられます。

本トレーニングには、通常の相談業務や調停等においても利用可能なトレーニングも多く含まれておりますし、また法律家と臨床心理士等様々なバックグラウンドを持った専門家の方達が出席されますので、今後コラボラティブ・プラクティスのみにとどまらず、さまざまな機会に他の専門家との協力関係を持っていただけるものと存じます。

家事事件に関心をお持ちの弁護士、臨床心理士、税理士、学者等の方々の参加をお待ちしております。本トレーニングは英語で行われ、同時通訳はつきませんが、適宜日本語による要約や質問の機会を設ける予定です。

主	催	コラボラティブ プラクティス トレーニング実行委員会 (責任者：弁護士今里恵子、弁護士水野多栄子)	
後	援	大阪大学 MIFA プロジェクト、東京国際大学臨床心理センター 大正大学カウンセリング研究所	
日	時	平成30年11月24日(土)、25日(日) 午前9時30分より午後5時30分、 場所：ウィック愛知会議室、〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38 名古屋駅より徒歩5分 講師：インターナショナル・アカデミー・オブ・コラボラティブ・プロフェッショナルズ(IACP)より Jacinta Gallant (カナダ国弁護士、メディエーター) Barbara E. Kelly, Ph.D. (臨床心理士、メディエーター) Geylene Stingle (ファイナンシャル・プランナー)	
参	加	料	2日間 1人3万円

参加申込書

弁護士水野多栄子宛 E-mail: taeko.mizuno.tada@nmi-law.com FAX 03-3568-3558

お名前 _____

ご住所 _____

E-Mail _____

TEL _____

FAX _____

ご職業(○で囲んでください): 弁護士、臨床心理士、社会福祉士、税理士、学者、その他()

送金先：りそな銀行赤坂支店 普通 1875796

コラボラティブプラクティストレーニング実行委員会

※ ご提供いただいた個人情報は、厳重に管理し、本トレーニングに関する連絡以外には使用いたしません。